

(別添資料)

本庁内各部署等及び
地域県民局内各部等が
対応する具体的な項目

目 次

本庁内各部局等

総務部	1
企画政策部	6
環境生活部	8
健康福祉部	11
商工労働部	18
農林水産部	20
県土整備部	22
観光国際戦略局	24
エネルギー総合対策局	26
出納局	28
病院局	29
教育庁	31
警察本部	34

地域県民局内各部等

地域連携部	36
県税部	37
地域健康福祉部	38
地域農林水産部	40
地域整備部	41
教育事務所	42
警察署	43

【総務部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 人事課

【海外発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、海外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している海外地域への職員の旅行命令の見合わせ
- ・同地域に滞在中又は同地域から帰国を予定する職員の健康状況把握及び指導

【国内発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、国内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している国内の地域へ出張する際の感染予防の徹底
- ・職員に新型インフルエンザの感染が疑われる場合、保健所への連絡及び医療機関の受診指導

【県内発生早期】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、県内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎日把握する。

③ 職員の公務災害に係る対応

新型インフルエンザ対策業務に従事する職員の公務災害が発生した際に、当該職員の所属等と連絡調整を図り、公務災害認定請求についての助言、認定・補償等を行う。

④ 疫学調査に係る動員（応援）体制の調整

県内において新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）の届出があった場合に管轄保健所が実施する感染源・感染経路等の究明、感染者との接触者の把握等の疫学調査に必要な人員が健康福祉部内で不足するときは、部局間の調整を行い、所要の人員を確保する。

【県内発生拡大期】

① 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎週把握する。

② 職員の公務災害に係る対応

新型インフルエンザ対策業務に従事する職員の公務災害が発生した際に、当該職員の所属等と連絡調整を図り、公務災害認定請求についての助言、認定・補償等を行う。

③ 部局間の職員配置の調整

職員の中に新型インフルエンザ感染者が多数発生し、担当業務の処理が困難になった部局等があった場合には、部局間の調整を行い、所要の人員配置を確保する。

2 総務学事課

【海外発生】

① 私立学校に対する情報提供

私立学校の設置者等に対し、幼児、児童、生徒、教職員等に対するインフルエンザに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保護者へ情報を迅速かつ確実に提供するように要請する。

② 情報の収集・監視（サーベイランス）

私立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

③ その他の対策

私立学校の設置者等に対し、非常事態を想定した事前対策がとられているかを確認し、とられていない場合には、速やかに必要な対策を講じるよう要請する。

【国内発生】

① 私立学校に対する積極疫学調査への協力要請

私立学校の設置者等に対し、幼児、児童、生徒、教職員等が新型インフルエンザに感染した場合に、これらの者に対し、保健所が実施する積極的疫学調査に協力するように要請する。

② 情報の収集・監視（サーベイランス）

私立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

【県内発生早期】

① 私立学校に対する臨時休業等の要請

対策本部から指示を受け、県内全域または一部地域の私立学校の設置者等に対し、私立学校の臨時休業等を要請する。

② 情報の収集・監視（サーベイランス）

私立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速や

かに関係課に報告する。

【県内発生拡大期】

① 情報の収集・監視（サーベイランス）

私立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

3 防災消防課

【海外発生】

① 対策本部事務局を運営する。

② 対策本部事務局が収集・分析した情報を本庁内各部局等、現地本部事務局運営グループ、市町村対策本部事務局（設置されるまでは、危機管理部門）に提供する。

③ 必要に応じて、本庁内各部局等に対し、事務局支援職員の派遣を要請する。

④ 各消防本部に対する現場活動体制及び活動要員の確保の要請

各消防本部に対し、救急出動をはじめとする新型インフルエンザ発生による業務量増加に適切に対応するため、現場活動体制の整備及び活動要員の確保を要請する。また、併せて、個人感染防護装具（略称PPE）の備蓄を要請する。

⑤ 各消防本部に対する診療対応医療機関等の情報提供

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者診療対応医療機関等に関する情報を提供する。

⑥ 救急隊員に対する感染予防の喚起

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）と接触する可能性の高い救急隊員等に感染予防等に係る注意喚起等を行う。

⑦ 県民に対する救急機能確保の広報

県民に対し、県ホームページ、テレビ、ラジオ等により、インフルエンザ様症状が軽症の場合には、救急出動要請を控えるよう普及啓発を図る。

【国内発生】

① 対策本部事務局を運営する。

② 対策本部事務局が収集・分析した情報を本庁内各部局等、現地本部事務局運営グループ、市町村対策本部事務局に提供する。

③ 必要に応じて、本庁内各部局等に対し、事務局支援職員の派遣を要請する。

④ 各消防本部に対する診療対応医療機関等の情報提供

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者診療対応医療機関等に関する情報を提供する。

⑤ 救急隊員に対する感染予防の喚起

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）に濃厚接触した救急隊員等で新型インフルエンザワクチンが未接種であり、十分な感染防御なく暴露した場合は、当該者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について配

慮するよう周知する。

⑥ 県民に対する救急機能確保の広報

県民に対し、県ホームページやテレビ、ラジオ等により、インフルエンザ様症状が軽症の場合には、救急出動要請を控えるよう普及啓発を図る。

【県内発生早期以降】

① 対策本部事務局を運営する。

② 対策本部事務局が収集・分析した情報を本庁内各部局等、現地本部事務局運営グループ、市町村対策本部事務局に提供する。

③ 必要に応じて、本庁内各部局等に対し、事務局支援職員の派遣を要請する。

④ 各消防本部に対する診療対応医療機関等の情報提供

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者診療対応医療機関等に関する情報を提供する。

⑤ 各消防本部に対する救急隊員等への健康観察に係る周知等

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）に濃厚接触した救急隊員等の健康観察、検温等の実施を要請する。

なお、当該者から 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を発症した旨の申し出があった場合には、医療機関への適切な受診を指導する。

⑥ 各消防本部に対する現場活動体制及び活動要員の確保の要請

各消防本部に対し、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）に係る救急要請が一度に集中し、救急車による当該患者の搬送が困難となった場合には、消防広域応援等の対応を要請する。

⑦ 県民に対する救急機能確保の広報

県民に対し、県ホームページやテレビ、ラジオ等により、インフルエンザ様症状が軽症の場合には、救急出動要請を控えるよう普及啓発を図る。

4 財産管理課

【国内発生以降】

① 管理庁舎の消毒等

庁舎出入口に手指消毒液を設置するほか、人がよく触れる箇所（ドアノブ、手すり、トイレ流水レバー、便座等）の拭き取り清掃、消毒等を行う。

【企画政策部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 交通政策課、青い森鉄道対策室

【国内発生】

① 公共交通・輸送関連事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

公共交通（バス、鉄道、海上交通、タクシー等）、輸送関連（トラック、海運等）事業者及び関係団体等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 公共交通・輸送関連事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

公共交通（バス、鉄道、海上交通、タクシー等）、輸送関連（トラック、海運等）事業者及び関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 公共交通・輸送関連事業者等に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、公共交通・輸送関連事業者及び関係団体等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・事業の継続状況の把握
- ・事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 公共交通・輸送関連事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

公共交通（バス、鉄道、海上交通、タクシー等）、輸送関連（トラック、海運等）事業者及び関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 公共交通・輸送関連事業者等に対する事業継続の要請

対策本部から指示を受け、公共交通・輸送関連事業者及び関係団体等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、可能な範囲で事業を継続するよう要請する。

2 広報広聴課

【海外発生以降】

① 広報活動の支援

対策本部事務局及び関係部局等が作成したホームページを県のトップページにリンク掲載するなどの方法により、必要に応じて、県民に対する広報活動を支援する。

【環境政策部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 県民生活文化課

【国内発生】

① 生協等に対する感染予防策等の徹底の要請

生協等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 生協等に対する感染予防策等の徹底の要請

生協等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 生協等に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、生協等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・事業の継続状況の把握
- ・事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 生協等に対する感染予防策等の徹底の要請

生協等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 生協等に対する事業継続の要請

対策本部から指示を受け、生協等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、可能な範囲で事業を継続するよう要請する。

③ 食料品・生活必需品等の物価監視等

対策本部から指示を受け、食料品・生活必需品等の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、市町村等と連携を図りながら、価格や流通状況等を監視するとともに、必要に応じて、事業者及び関係団体等への指導並びに県民への情報提供を行う。

④ ボランティア活動の後方支援

市町村が在宅療養者や社会的弱者への生活支援等に関するボランティアを必要とする場合には、ボランティア受入が円滑にできるよう後方支援を行う。

2 環境政策課

【県内発生早期】

① 市町村等に対するごみ処理業務継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、市町村等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・一般廃棄物処理施設の稼働状況の把握
- ・業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 県民等に対するごみ排出抑制の協力の要請

対策本部から指示を受け、報道機関等を通じて、県民、事業者等に対し、ごみ排出抑制の協力を要請する。

② 市町村等に対するごみ処理業務継続の要請

対策本部から指示を受け、市町村等に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、ごみ処理業務を継続されるよう要請するとともに、施設の維持管理について指導・助言する。

3 自然保護課

【海外発生以降】

① 野鳥に係る鳥インフルエンザ対策の強化

野鳥に係る鳥インフルエンザの動向に注意しつつ、必要に応じて、監視体制・防疫体制を強化する。

【健康福祉部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

健康福祉部内の体制

健康福祉部内における新型インフルエンザ対策を実施するため、「**新型インフルエンザ危機管理対策会議**（以下「**部内対策会議**」という。）」を設置する。

- ① 健康福祉部長は、必要があると認める場合には、下記のとおり健康福祉部内に健康福祉部長を議長、部内各課長等を委員とする部内対策会議を設置する。
- ② 部内対策会議は、医療確保、まん延防止等について、対策本部との協議を踏まえ、具体的な対策の実施方法、各課の役割分担等について調整し、決定する。
また、その他対策本部からの指示に基づき、新型インフルエンザ対策に係る対応を協議し、決定する
- ③ 健康福祉部内各課は、部内対策会議の決定に基づき、対策を実施する。

部内対策会議構成

議 長	健康福祉部長
副議長	健康福祉部次長
委 員	部内各課長
事務局	健康福祉政策課

1 健康福祉政策課

【海外発生以降】

- ① 庁内連絡会議事務局を運営する。
- ② 対策本部事務局を運営する。
 - ・本庁舎内に電話相談窓口を集約して設置する。
 - ・各保健所に対し、電話相談窓口を設置するよう指示する。
 - ・関係部局等の協力を得ながら、障害者、外国人等からの相談受付を行う。
 - ・情報収集・分析グループが作成した広報資料を報道機関に投げ込みし、県庁ホームページに掲載する。なお、投げ込みする場合は、事前に、広報広聴課に連絡する。
 - ・県内で初めての感染例、死亡例が発生した場合には、情報収集・分析グループが作成した広報資料をもとに、記者会見をする。
- ③ 部内対策会議事務局を運営する。

2 がん・生活習慣病対策課

【海外発生以降】

- ① 部内対策会議の決定に基づき、健康福祉部内各課の業務を支援する。

3 医療薬務課

【海外発生】

- ① 医療体制の整備
医療機関に対し、適切な医療体制の整備が図られるよう、以下の事項を行う。

- ・院内感染対策の徹底の呼びかけ
- ・医療法上の取扱い等必要な支援・助言

【国内発生】

① 医療体制の整備

医療機関に対し、適切な医療体制の整備が図られるよう、以下の事項を行う。

- ・院内感染対策の徹底の呼びかけ
- ・医療法上の取扱い等必要な支援・助言

② 医薬品等の製造・販売事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

医薬品等の製造・販売事業者・関係団体等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 医療体制の整備

医療機関に対し、適切な医療体制の整備が図られるよう、以下の事項を行う。

- ・院内感染対策の徹底の呼びかけ
- ・医療法上の取扱い等必要な支援・助言

② 医薬品等の製造・販売事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

医薬品等の製造・販売事業者・関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

③ 医薬品等の製造・販売事業者等に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、医薬品等の製造・販売事業者及び関係団体等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・医薬品等の流通状況の把握及び確保
- ・事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 医療体制の整備

医療スタッフの新型インフルエンザ罹患等による医療機能の低下に対応するため、県医師会の協力を得て、医療機関に対し、医療機関内部及び医療機関相互の応援体制の構築（バックアップ医師の確保等）を要請する。

② 医薬品等の製造・販売事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

医薬品等の製造・販売事業者・関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

③ 医薬品等の製造・販売事業者等に対する事業継続の要請

対策本部から指示を受け、医薬品等の製造・販売事業者及び関係団体等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、可能な範囲で事業を継続するよう要請する。

4 保健衛生課

【平時】

- ① WHO、国等から新型インフルエンザに関する情報を収集・分析する。
- ② 本庁内各部局等へメール、県ホームページ等により、次に掲げる情報の提供等を行う。
 - ・インフルエンザ（季節性・鳥・新型）に関する情報
 - ・外出後の手洗い、咳エチケットなどのインフルエンザ感染予防策
 - ・新型インフルエンザ発生時において医療機関を受診する際の注意事項
- ③ 医療従事者等へ情報提供するウェブシステムを整備する。
- ④ 県民等へ情報提供するテレビ、携帯電話等の電波媒体及びウェブシステムを整備する。
- ⑤ 県ホームページ、県広報紙、市町村広報誌等を活用し、県民に対し、以下の事項について啓発、周知する。
 - ・新型インフルエンザに関する基礎知識
 - ・外出後の手洗い、咳エチケットなどのインフルエンザ感染予防策
 - ・新型インフルエンザ発生時の医療機関を受診する際の注意事項
 - ・食料品・生活必需品等の備蓄

【海外発生】

- ① 対策本部事務局を運営する。
- ② WHO、国、本庁内各部局等、現地本部事務局等から、以下の情報を収集する。
 - ・新型インフルエンザの発生状況
 - ・新型インフルエンザウイルスの病原性
 - ・新型インフルエンザに対する国等の対策
 - ・新型インフルエンザワクチンの開発、生産状況等
 - ・県内各地域の医療提供体制
 - ・サーベイランスの状況
 - ・学校・通所施設等の臨時休業の状況
 - ・社会機能の維持状況等
 - ・その他新型インフルエンザに関する情報
- ③ ②で収集・分析した情報を保健所、医療機関に提供する。

【国内発生】

- ① 対策本部事務局を運営する。
- ② WHO、国、本庁内各部局等、現地本部事務局等から情報を収集する。
- ③ ②で収集・分析した情報を保健所、医療機関に提供する。
- ④ 水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請
水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者及び関係団体等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。
 - ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
 - ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
 - ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

- ① 対策本部事務局を運営する。
- ② WHO、国、本庁内各部局等、現地本部事務局等から情報を収集する。
- ③ ②で収集・分析した情報を保健所、医療機関に提供する。
- ④ 水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請
水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者及び関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。
- ⑤ 市町村、水道事業者等に対する業務継続に向けた取組の要請
対策本部から指示を受け、市町村、水道事業者等に対し、以下の事項を要請する。
 - ・火葬場の稼働状況、水道の供給状況等の把握
 - ・業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組
- ⑥ 遺体の一時安置施設等の検討
対策本部から指示を受け、感染拡大による死亡者が増加した場合に備え、市町村等と一時的に遺体を安置する施設等の確保について検討する。
- ⑦ 興行場営業者及び関係団体に対する興行場等の営業自粛の要請
対策本部から指示を受け、興行場営業者及び関係団体に対し、県内全域または一部地域の興行場の営業自粛を要請する。

【県内発生拡大期】

- ① 対策本部事務局を運営する。
- ② WHO、国、本庁内各部局等、現地本部事務局等から情報を収集する。
- ③ ②で収集・分析した情報を保健所、医療機関に提供する。
- ④ 水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者に対する感染予防策等の徹底の要請
水道事業者、旅館・ホテル営業者、興行場営業者、食品関係事業者及び関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。
- ⑤ 市町村等に対する火葬業務継続の要請
対策本部から指示を受け、市町村等に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ⑥ 市町村等に対する遺体の一時安置施設等の確保の要請
対策本部から指示を受け、市町村等に対し、火葬能力の限界を超える死亡者が発生した場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ⑦ 水道事業者に対する水道業務継続の要請
対策本部から指示を受け、水道事業者に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、水道水の供給を維持するよう要請する。
- ⑧ ペットの一時預かり等
必要に応じて、飼い主の入院・死亡等に係るペットの一時預かり、引き取り等を行う。

5 障害福祉課、高齢福祉保険課、こどもみらい課

【国内発生】

① 社会福祉施設に対する体制整備等の指導

社会福祉施設に対し、新型インフルエンザに関する知識・情報を提供し、感染予防及び拡大防止のために以下の対応を行うよう指導する。

- ・換気、手洗い、咳エチケットなど基本的感染予防策
- ・入所施設に対する罹患者が病院に入院できない場合に備えた施設内における罹患者の隔離体制の整備
- ・施設利用者や職員に新型インフルエンザ疑い患者が発生した場合における速やかな保健所への連絡
- ・保健所が実施する積極的疫学調査等への協力

【県内発生早期】

① 社会福祉施設に対する施設利用者等の中に感染の疑いがある者が発生した場合に係る指導

社会福祉施設に対し、施設利用者や職員の中に感染の疑いがある者が発生した場合は、以下の対応を行うよう指導する。

- ・通所施設の利用者：施設の利用を停止し、受診
- ・入所施設の利用者：速やかに隔離し、受診
- ・全ての施設の職員：出勤を停止し、受診

② 社会福祉施設に対する施設利用者等の中に罹患者が発生した場合に係る指導

社会福祉施設に対し、施設利用者や職員の中に罹患者が発生した場合は、以下の対応を行うよう指導する。

- ・通所施設の利用者：完治するまで施設の利用を停止
- ・入所施設の利用者：入院できない場合は、施設内において完全隔離
- ・全ての施設の職員：完治するまで出勤を停止

③ 社会福祉施設に対する施設内の感染拡大防止に係る指導

社会福祉施設に対し、施設内の感染拡大防止を図るため、以下の対応を行うよう指導する。

- ・短期入所の受入れ、家族との面会等で外部の者が出入りする場合には、来訪者がインフルエンザ様疾患に罹患していないことを確認するとともに、施設内の罹患者に接触しないよう配慮
- ・外部の者の出入りをできるだけ制限し、やむを得ない場合には、マスクを着用して最小限の時間となるよう配慮

④ 保育所等通所施設に対する臨時休業の要請

対策本部から指示を受け、県内全域または一部の地域の保育所等通所施設の設置者等に対し、施設の臨時休業を要請する。

⑤ 市町村に対する在宅の療養者等への生活支援業務継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、市町村に対し、以下の事項を要請する。

- ・在宅の療養者等への生活支援業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

- ① 市町村に対する在宅の療養者等への生活支援業務継続の要請
対策本部から指示を受け、市町村に対し、在宅の療養者等への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請するとともに、必要な技術的助言を行う。
- ② 独居の在宅療養者のための公共施設等の利用
医療機関等の病床不足により独居の在宅療養者の増加が予測される場合には、市町村等と公共施設等の利用について検討する。
- ③ こころのケア
必要に応じて、患者及びその家族等に対し、「こころのケア」を行う。

【商工労働部】

本庁内各部局等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部局等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 部内関係各課

【国内発生】

① 商工団体、ガス事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

商工団体、ガス事業者等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 商工団体、ガス事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

商工団体、ガス事業者等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 商工団体、ガス事業者等に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、商工団体、ガス事業者等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・事業の継続状況の把握
- ・事業継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 商工団体、ガス事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

商工団体、ガス事業者等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 商工団体、ガス事業者等に対する事業継続の要請

対策本部から指示を受け、商工団体、ガス事業者等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、可能な範囲で事業を継続するよう要請する。

③ 中小企業等に対する経営支援

対策本部から指示を受け、経営者、従業員等が死亡した中小企業等に対し、経営相談及び各種支援情報の提供等を行う。

【農林水産部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 部内関係各課

【国内発生】

① 食料生産関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

食料生産関係団体等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 食料生産関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

食料生産関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 食料生産関係団体等に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、食料生産関係団体等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・食料の生産・供給状況の把握
- ・食料の生産・供給の継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 食料生産関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

食料生産関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 食料生産関係団体等に対する事業継続の要請

対策本部から指示があった場合は、食料生産関係団体等に対し、あらかじめ定めた事業継続計画を実行し、可能な範囲で食料の生産・供給を継続するよう要請する。

2 畜産課

【海外発生以降】

① 家畜に係るインフルエンザ対策の強化

家畜（鶏、豚等）に係るインフルエンザの動向に注意しつつ、必要に応じて、監視体制・防疫体制を強化する。

【県土整備部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

1 部内関係各課

【国内発生】

① 建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 下水道事業者に対する下水道業務継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、下水道事業者に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・下水道の管理状況の把握
- ・下水道業務継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対する感染予防策等の徹底の要請

建築業・不動産業関係団体、下水道事業者、港湾空港関係事業者等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 下水道事業者に対する下水道業務継続の要請

対策本部から指示を受け、下水道事業者に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、可能な範囲で下水道業務を継続するよう要請する。

【観光国際戦略局】

本庁内各部局等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部局等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・局内への情報提供 ・局内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・局内における事務局支援職員の調整・確保

1 観光企画課

【国内発生】

① 観光関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

観光関係団体等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 観光関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

観光関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 観光関係団体等に対する観光施設等の営業自粛の要請

対策本部から指示を受け、観光関係団体等に対し、県内全域または一部地域の観光施設等の営業自粛を要請する。

③ 県立美術館の営業自粛

対策本部から指示を受け、県立美術館長に対し、営業の自粛を指示する。

【県内発生拡大期】

① 観光関係団体等に対する感染予防策等の徹底の要請

観光関係団体等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

2 国際経済課

【海外発生以降】

① 外国人に対する対応支援

対策本部等が実施する外国人に対する広報資料の翻訳や、電話相談における通訳等に協力する。

② 新型インフルエンザ発生国からの入国者情報の収集

国際交流事業による新型インフルエンザ発生国からの入国者に関する情報を収集し、対策本部事務局に報告する。

【エネルギー総合対策局】

本庁内各部局等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部局等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・局内への情報提供 ・局内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・局内における事務局支援職員の調整・確保

1 エネルギー開発振興課

【国内発生】

① 電力事業者に対する感染予防策等の徹底の要請

東北電力や風力発電事業者等に対し、以下の感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・従業員等に外出後の手洗い、咳エチケット等を励行すること
- ・新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等を適切に医療機関に受診させるとともに、感染した場合は、完治するまで職場に出勤させないこと
- ・その他対策本部から指示のあった事項

【県内発生早期】

① 電力事業者に対する感染予防策等の徹底の要請

東北電力や風力発電事業者等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 電力事業者に対する事業継続に向けた取組の要請

対策本部から指示を受け、東北電力や風力発電事業者等に対し、以下の事項を可能な範囲で実施するよう要請する。

- ・電力の供給状況の把握
- ・電力の供給継続に不可欠な要員確保に向けた取組

【県内発生拡大期】

① 電力事業者に対する感染予防策等の徹底の要請

東北電力や風力発電事業者等に対し、感染予防策等を可能な範囲で実施するよう要請する。

② 電力事業者に対する事業継続の要請

対策本部から指示を受け、東北電力や風力発電事業者等に対し、あらかじめ定めた業務継続計画を実行し、可能な範囲で電力の供給を継続するよう要請する。

【出納局】

本庁内各部局等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部局等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・局内への情報提供 ・局内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・局内における事務局支援職員の調整・確保

【病院局】

本庁内各部局等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部局等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・局内への情報提供 ・局内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・局内における事務局支援職員の調整・確保

1 所管部署

【海外発生】

① 医療提供の準備

県内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、院内感染の予防、医療器材の確保を準備する。

【国内発生以降】

① 医療提供体制の確保

県内における新型インフルエンザ患者（疑い事例を含む。）の発生に対応し、以下の対策を行う。

- ・ 新型インフルエンザ発生時の情報提供等（所定の届出・報告を含む。）
- ・ 情報の収集、サーベイランス
- ・ 罹患者の治療

【教育庁】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内への情報提供 ・庁内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・庁内における事務局支援職員の調整・確保

1 教育庁内関係各課

【海外発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、海外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している海外地域への職員の旅行命令の見合わせ
- ・同地域に滞在中又は同地域から帰国を予定する職員の健康状況把握及び指導

③ 公立学校に対する情報提供

公立学校の設置者等に対し、幼児、児童、生徒、教職員等に対するインフルエンザに関する知識の普及、啓発を図るとともに、保護者へ情報を迅速かつ確実に提供するように要請する。

また、県立学校長に対し、同様に指示する。

④ 情報の収集・監視（サーベイランス）

公立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

⑤ その他の対策

公立学校の設置者等に対し、非常事態を想定した事前対策がとられているかを確認し、とられていない場合には、速やかに必要な対策を講じるよう要請する。

また、県立学校長に対し、同様に指示する。

【国内発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、国内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している国内地域へ出張する際の感染予防の徹底
- ・職員に新型インフルエンザの感染が疑われる場合、保健所への連絡及び医療機関の受診の指導

③ 公立学校に対する積極疫学調査への協力要請

公立学校の設置者等に対し、幼児、児童、生徒、教職員等が新型インフルエンザに感染した場合に、これらの者に対し、保健所が実施する積極的疫学調査に協力するように要請する。

また、県立学校長に対し、同様に指示する。

④ 情報の収集・監視（サーベイランス）

公立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

【県内発生早期】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、県内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎日把握する。

③ 公立学校に対する臨時休業等の要請

対策本部から指示を受け、県内全域または一部地域の公立学校の設置者等に対し、公立学校の臨時休業等を要請する。

また、県立学校長に対し、同様に指示する。

④ 県立教育・運動施設等の営業自粛

対策本部から指示を受け、不特定多数の住民が利用する県立教育・運動施設等の長に対し、営業の自粛を指示する。

⑤ 情報の収集・監視（サーベイランス）

公立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

【県内発生拡大期】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、県内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎週把握する。

③ 情報の収集・監視（サーベイランス）

公立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

【警察本部】

本庁内各部署等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・所管業務に係るマニュアルの作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 （業務の優先順位化）
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・関係省庁からの新型インフルエンザ情報の入手 ・関係機関等に対する情報提供 ・対策本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 （必要な業務の維持）

本庁内各部署等主管課の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・本部内への情報提供 ・本部内における対応状況、入手情報等の対策本部への報告 ・本部内における事務局支援職員の調整・確保

1 警察本部内関係各課

【海外発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、海外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している海外地域への職員の旅行命令の見合わせ
- ・同地域に滞在中又は同地域から帰国を予定する職員の健康状況把握及び指導

【国内発生】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、国内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の勤務管理の徹底

所属長に対し、以下の事項を要請する。

- ・新型インフルエンザが発生している国内地域へ出張する際の感染予防の徹底
- ・職員に新型インフルエンザの感染が疑われる場合、保健所への連絡及び医療機関の受診の指導

【県内発生早期】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、県内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎日把握する。

③ 治安確保に向けた取組の検討

新型インフルエンザの流行拡大により、治安が悪化した場合に備え、必要に応じて、関係団体等との連携強化等を検討する。

【県内発生拡大期】

① 職員に対する情報提供及び感染予防啓発

職員に対し、県内外における新型インフルエンザの発生状況について、対策本部事務局から情報提供があり次第、職員ポータルを通じて迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。

② 職員の罹患状況等の把握

職員の罹患状況、出勤状況等を毎週把握する。

③ 治安確保に向けた取組

新型インフルエンザの流行拡大により、治安の悪化が懸念されてきた場合には、必要に応じて、関係団体等の協力を得ながら、治安を確保する。

【地域連携部】

地域県民局内各部等の共通対応項目（各段階共通事項は太字）

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備（業務の優先順位化）
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施（必要な業務の維持）

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況等の現地本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

【海外発生以降】

- ① 現地本部事務局を運営する。
- ② 対策本部事務局等から提供された情報を地域県民局内各部等に提供する。
- ③ 必要に応じて、地域県民局内各部等に対し、事務局支援職員の派遣を要請する。

【県税部】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況等の現地本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

【地域健康福祉部】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平 時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況等の現地本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

保健所

【海外発生以降】

- ① 現地本部事務局を運営する。
- ② 市町村、医療機関等から以下の情報を収集する。
 - ・新型インフルエンザの発生状況

- 地域の医療提供体制
 - サーベイランスの状況
 - 学校・通所施設等の臨時休業の状況
 - その他新型インフルエンザに関する情報
- ③ ②で収集・分析した情報を地域連携部、保健衛生課に提供する。
 - ④ 保健所に電話相談窓口を設置し、県民からの相談受付を行う。
 - ⑤ 毎日の相談受付状況を保健衛生課に報告する。
 - ⑥ 地域の医療提供体制を確保する。
- (具体的な項目は、**新型インフルエンザ対策行動マニュアル〔医療提供版〕**に記載)

【地域農林水産部】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況等の現地本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

【海外発生以降】

① 家畜に係るインフルエンザ対策の強化

家畜（鶏、豚等）に係るインフルエンザの動向に注意しつつ、必要に応じて、所管地域の監視体制・防疫体制を強化する。

【地域整備部】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・部内への情報提供 ・部内における対応状況等の現地本部への報告 ・部内における事務局支援職員の調整・確保

【教育事務所】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・所内への情報提供 ・所内における対応状況等の現地本部への報告 ・所内における事務局支援職員の調整・確保

【海外発生以降】

① 情報の収集・監視（サーベイランス）

所管地域の公立学校を対象にインフルエンザ様疾患発生報告を実施し、インフルエンザ様症状の患者の発生による学校の臨時休業措置状況及び欠席者数等を取りまとめ、速やかに関係課に報告する。

【警察署】

地域県民局内各部等の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく最低限必要な業務・員数等の作成 ・関係機関等の連絡先リストの作成 ・事務局支援職員の候補者リストの作成
海外発生	<ul style="list-style-type: none"> ・部内における当面の対応方針等の検討 ・職員の新型インフルエンザ発生国への渡航状況の確認 ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防
国内発生	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防 ・管理庁舎の消毒等
県内発生 早期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の準備 (業務の優先順位化)
県内発生 拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康状態、休暇状況の把握 ・現地本部事務局への支援職員の派遣 ・職場内での感染予防及び拡大防止 ・管理庁舎の消毒等 ・感染者の拡大による休暇職員の増加に対する業務維持対策の実施 (必要な業務の維持)

地域県民局内各部等主管部署の共通対応項目

発生段階	共通対応項目
海外発生以降	<ul style="list-style-type: none"> ・署内への情報提供 ・署内における対応状況等の現地本部への報告 ・署内における事務局支援職員の調整・確保

【県内発生早期以降】

① 治安確保に向けた取組

新型インフルエンザの流行拡大により、治安の悪化が懸念されてきた場合には、必要に応じて、地域における関係団体等の協力を得ながら、治安を確保する。